

---

**プロジェクト 適用後レビューの計画策定についての意見の募集****項目 市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、適用後レビューの計画策定についての意見の募集に関し、次の市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）について、その概要を報告するものである。
  - (1) 財務諸表の作成者（約 30 名）に対するアウトリーチ
  - (2) 利用者（約 10 名）に対するアウトリーチ
  - (3) 監査人（約 20 名）に対するアウトリーチ

**アウトリーチの概要**

2. アウトリーチにおいて、下記の意見が聞かれた。

**意見募集文書に対する意見**

- (1) 適用後レビューのポイントは 2 点あると認識している。1 点目は利用者が行う分析の観点から会計基準等が適切な会計処理、十分な開示を規定しているかという点であり、もう 1 点は過去の会計不祥事等の問題に対処できているかといった点である。今回の適用後レビューの取組みにおいて、会計基準を取り巻く環境や課題についてもコメントを求めることで、他の関係者との協調や認識の共有が達成させるのではないかと考えており、基準開発に限らず、もう少し幅広い意見を書き込めるような質問を希望する。
- (2) 近年の日本基準の開発において重視されていた日本基準と IFRS のコンバージェンスを、引き続き重視する必要があるかについては改めて議論すべき時期に差し掛かっていると考え。今回の意見募集に際して、個別の会計基準のみならず、今後の日本基準の開発の基本的なスタンスを問う質問を設けることが有用であると考え。
- (3) 我が国において IFRS による財務報告が定着している状況を踏まえ、質問 2 の企業会計基準等の有用性を問う質問に加え、企業会計基準等と IFRS との差異を明示した上で、その差異が分析上の障害となっていないか及び開示の比較可能性が担保されているかを問う質問があっても良いのではないかと考える。
- (4) 意見募集文書の対象とする会計基準等の範囲が広く、公表から相当程度の期間が経過している会計基準等も存在することから、質問 2 の標題に記載されている、公表時に想定していた有用な情報に関して、回答者が公表当時に何が想定されていたかを把握するのでは困難ではないかと考える。また、標題と実際の質問内容の平仄が取れていないように見受けられる。

標題は意見募集の目的との関連から、変更を行うことは難しいと推察するが、たとえば実際の質問内容について、「十分に」などの表現を添えることにより、当該状況が緩和されるのではないかと考える。

- (5) 意見募集文書の本文第2項におけるデュー・プロセスに関する記載については、適正手続規則の規定内容を記載すれば足り、企業会計基準委員会が当該規則を遵守している旨の記載は不要ではないか。

#### **意見募集の対象とする会計基準等についての意見**

- (6) 実務対応報告の中には実質的に会計基準に近いようなものも存在するため、意見募集の対象とする企業会計基準等の範囲に含めるべきである。
- (7) 金融商品や連結等、日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みに関する今後の検討課題とされている会計基準等については、寄せられたコメントへの対応が困難であり、意見募集の対象とする必要があるのか疑問である。
- (8) 金融商品、リースや連結等、日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みに関する今後の検討課題とされている会計基準等については、適用後レビューとは別に基準開発が検討されていくものと理解しており、今回の意見募集の対象としなくても良いのではないかと考える。また、工事契約についても、現在開発中の収益認識の議論において検討されるものであり、今回の意見募集の対象としなくても良いのではないかと考える。
- (9) 比較的最近公表した企業会計基準等まで、今回の意見募集の対象とする必要はあるか疑問である。公表してから一定期間継続して適用した実績がなければ、適用後レビューの目的は果たせないのではないかと考える。

#### **別紙3「これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要」に対する意見（全般的意見）**

- (10) 開発中に議論となった事項について、一部の会計基準のみ記載するのではなく、各会計基準についての論点を幅広く提示してコメントを募集した方が、より多くの意見を得られるのではないかと考える。
- (11) 「(4) 開発中に議論となった主な事項」を記載している企業会計基準等と取り上げていない企業会計基準等の選定基準が不明確である。いずれの会計基準等の開発段階においても、少なからず何かしらの議論はあったのではないかと考える。
- (12) 会計基準の開発中に議論となった事項を記載すると、得られる意見が限定されてしまう可能性があるため、論点を明示しない方が幅広い意見を得られるのではないかと考える。

- (13) 開発中に議論となった主な事項については、基準改善の要望を集めることに目的があるのであれば、その記載を否定するものではないが、寄せられた意見の内容自体は対立する可能性が強いと考えており、意見への対応が困難になるのではないかと危惧する。
- (14) 開発中に議論となった主な事項について、包括利益や退職給付など単体適用の問題がクローズアップされているような結果となっている。基準開発時には、単体適用の問題のみならず、様々な議論があったと認識しており、その他の会計基準等についても簡単に議論となった事項を記載するなど、論点に偏りが生じないような対応を希望する。
- (15) 個々の基準に関しては検討が必要と考えられる論点は基準諮問会議のテーマとして提出しているため、開発中に議論となった事項等として、基準諮問会議で論点となった点についても追加の記載を検討してはどうか。

**別紙3「これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要」に対する意見（個別項目に対する意見）**

- (16) 実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に関し、「開発中に議論となった主な事項」として、役員への交付スキームについて記載してはどうか。
- (17) 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」に関する「開発中に議論となった主な事項」の記載について、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示省略規定の議論の状況については、キャッシュ・フローの状況を把握するのに資する情報を代替的に注記することで既に対応が図られているため、記載を行わなくても良いのではないかと。
- (18) 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に関する「開発中に議論となった主な事項」の記載について、のれんの償却を非償却とすべきかどうか、子会社に対する支配を喪失した場合の残存の投資に係る会計処理、全部のれん方式の採用の可否、条件付取得対価の取扱いといった論点についても記載してはどうか。
- (19) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の平成23年改正の際に、ある委員から、現行の支配力基準の特別目的会社等への具体的な適用が必ずしも明確ではなく、代理人の取扱いも含めて抜本的に基準を見直すべき等の反対意見があったことを記載してはどうか。

**その他の意見**

- (20) 今回の適用後レビューに対する取組みを検討している点を高く評価する。一方で、

今回のような取組みが十分に周知されていない点を危惧しており、基準開発そのものを周知するような広報活動にも注力していただきたいと考える。

- (21) 意見募集後の対応に関して、寄せられた意見を踏まえての改正検討の俎上にあがるテーマ選別においては、IFRS をベースとした議論になる傾向があり、有用な情報を提供しているかというあるべき視点に立ち返って議論を行っていただくことを希望する。

以 上